

Q 中学生を夏休みにアルバイトさせてもよいか

A

労働基準法上、満 18 歳未満の者を年少者といい、特別に保護をする規定を設けています。年少者のうち、満 15 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日までの間の者を児童といい、さらに特別の保護を求めています。

まず、児童は原則として労働者として使用することはできません（労基法第 56 条）。

ただし、満 13 歳以上の児童は、非工業的事業に限り、

- ① 健康および福祉に有害でないこと
- ② 労働が軽易であること
- ③ 修学時間外に使用すること
- ④ 労働基準監督署の許可を受けること

を条件に使用することができます。

なお、映画の製作又は演劇の事業に限り、満 13 歳未満の児童についても、上記の①～④の条件を満たした上で使用することができます。

どのような業務が①②に抵触するかは、年少者労働基準規則第 8 条・第 9 条に定められています。